

武雄市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

武雄市地域公共交通計画策定支援業務

2 業務目的

持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めていくための基本的な方針、取組の方向性、目標、事業等を取りまとめた公共交通計画を策定する。

3 計画の対象地域

武雄市内全域

4 計画の期間

令和 7 年度～令和 11 年度

5 業務内容

(1) 解決すべき課題の検討

発注者で実施する地域および公共交通の現状・問題点の整理結果や、別途業務で実施する市民アンケート調査結果を総括するとともに、地域公共交通網計画の検証・評価結果や地域が目指す将来像および地域交通に求められる役割の検討結果を踏まえて、武雄市の地域公共交通に関する課題を抽出・整理する。

(2) 基本方針の検討

解決すべき課題等を踏まえて、武雄市における地域公共交通のあり方（基本方針）を検討・整理する。

(3) 計画の目標の検討

計画の基本方針（武雄市における地域公共交通のあり方）に基づき、計画の目標を検討・整理するとともに、目標の達成状況を評価するための指標を検討し、指標の定義・算出方法を整理する。

(4) 目標を達成するための具体施策の検討支援

発注者で実施する具体施策の検討に際して、道路運送法上の位置づけや補助事業の活用、施策を推進していく上で留意すべき事項等の整理など、実効性の高い施策の立案に向けて必要な支援を実施する。

(5) その他計画策定に係る支援

その他、計画の策定に向けて専門的な知見を踏まえた助言など、必要な支援を実施する。

6 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

7 成果品

- (1) 業務報告書 1 部 (A 4 判、ファイル綴じ)
- (2) 電子データ 1 部 (CD-R、ワード・エクセル等加工できるデータおよび PDF データ)

8 成果品の帰属

本業務における成果品は全て武雄市に帰属するものであり、武雄市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

9 委託料の支払等

委託料の請求及び支払いについては契約前に武雄市と受注者にて別途協議を行い決定するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、業務実施責任者を選任すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、あらかじめ書面により委託者の承諾を得ていない場合、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11 担当部署

武雄市まちづくり部都市政策課 都市計画・交通係
〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
Tel : 0954-27-7162 Fax : 0954-23-7585